



（仮称）さむかわ自殺対策計画（案）

～支えあい、こころつながる寒川町～

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

寒 川 町

(仮称) さむかわ自殺対策計画 目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の数値目標(自殺死亡率)	4
第2章	寒川町の自殺の実態	
1	自殺者数の年次推移	5
2	全国との比較	6
3	男女別・年齢別の自殺割合	6
4	労働者の自殺の傾向	8
5	高齢者の自殺の傾向	8
6	寒川町の自殺の特徴	10
第3章	いのち支える自殺対策における取組	
・	基本理念	11
・	施策体系	12
・	基本施策	13
1	地域におけるネットワークの強化	13
2	自殺対策を支える人材の育成	13
3	町民への啓発と周知	14
4	生きることの促進要因への支援	15
①	生きがいづくり活動の支援	15
②	相談体制の充実	17
③	遺された人への支援	18
5	生きづらさを抱えた子ども・若者及び保護者への支援	19
・	重点施策	21
(1)	高齢者に対する支援	21
(2)	高齢者の地域支援体制の強化	22
第4章	自殺対策の推進体制	
1	推進体制及び進行管理	23
(1)	推進体制	23
(2)	進行管理	23
2	自殺対策組織の関係図	24

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年（1998年）から年間3万人を超える深刻な状態が続いていました。平成18年（2006年）に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」と広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策に取り組んできた結果、平成24年（2012年）には15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、人口10万人当たりの自殺死亡率は世界の主要7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超える深刻な状況にあります。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総括的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年（2016年）に、自殺対策基本法が改正されました。この改正により自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの状況を受け、このたび町では、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画の趣旨を踏まえ、また、生きる支援に関連する事業を総動員して、全町的な取組として自殺対策を推進するため、本計画を策定します。

～生きることの包括的支援とは～

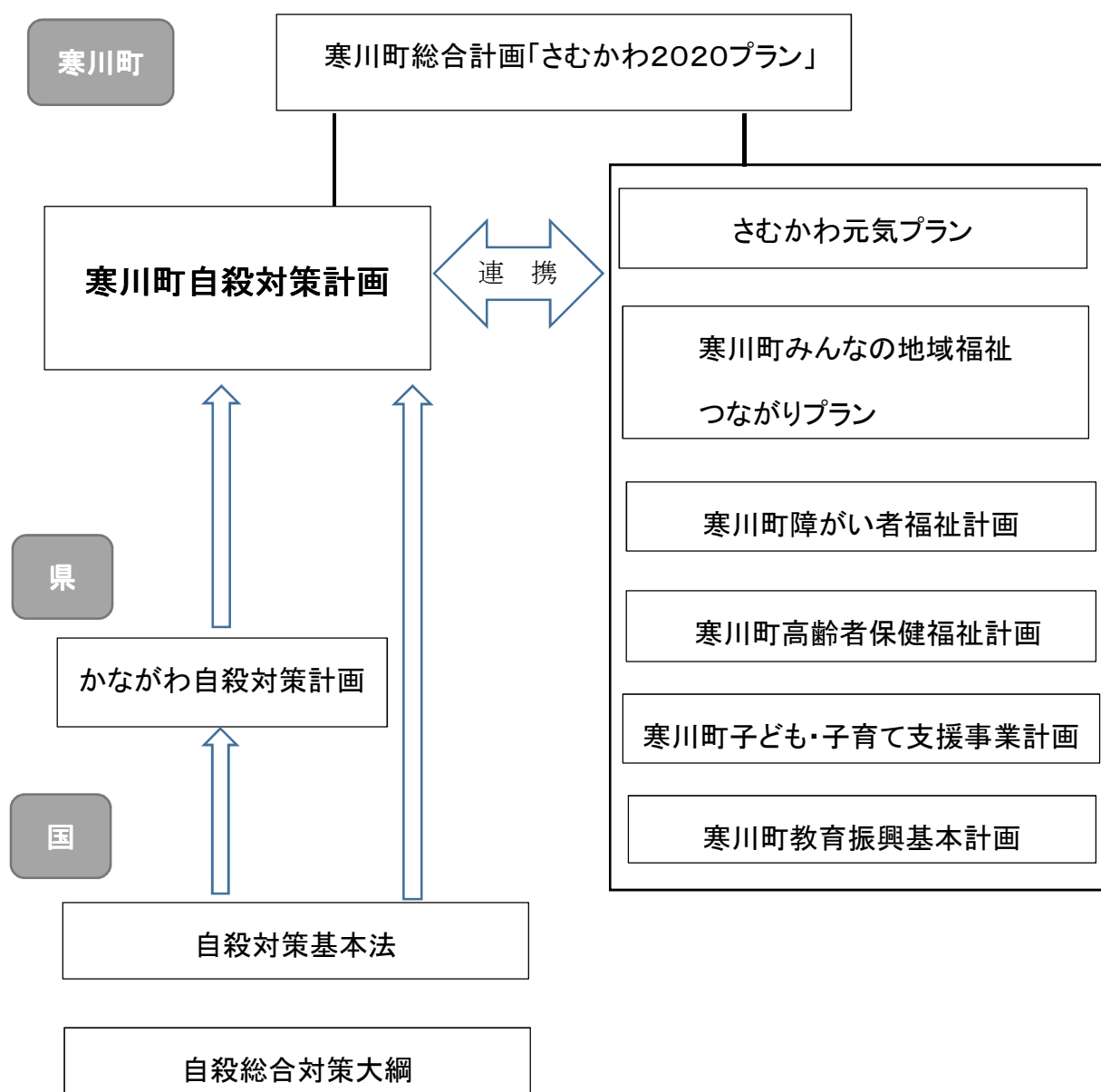
人は本来「生きる力」を備えています。しかし、今日、様々なストレス要因に曝されて私たちの「生きる力」は弱まっています。この「生きる力」を取り戻し、育むためには「生きることの包括的な支援」「Life（命、生活、人生）の視点をふまえた支援」が必要です。

そして、この目標の実現には、町民一人ひとりだけではなく、生活の場での相互に支え合う取り組みが求められます。すなわち、命にかかる保健医療福祉的支援、生活にかかる行政的支援、身近で共に生きる大切な人相互の人生上の支援の3つの支援を、有機的、継続的、安定的に提供できるようにするためには、行政関連施策相互の有機的な連携はもとより、民間の医療・保健・福祉その他の関連機関、そして、家族、友人、ボランティアや地域住民などからなるネットワークの構築・整備が欠かせないと言えます。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、国が定めた自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱、神奈川県が定めたかながわ自殺対策計画を踏まえて策定します。

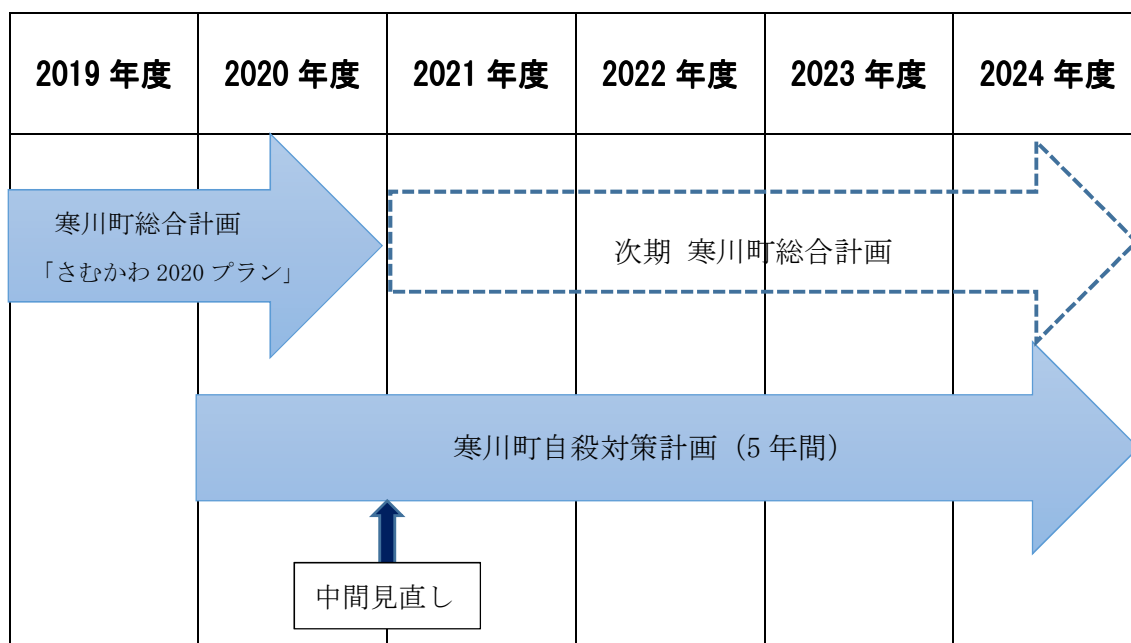
また、寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」を上位計画とし、推進に必要な方策を明らかにするとともに、その他の計画との整合を図ります。



3 計画の期間

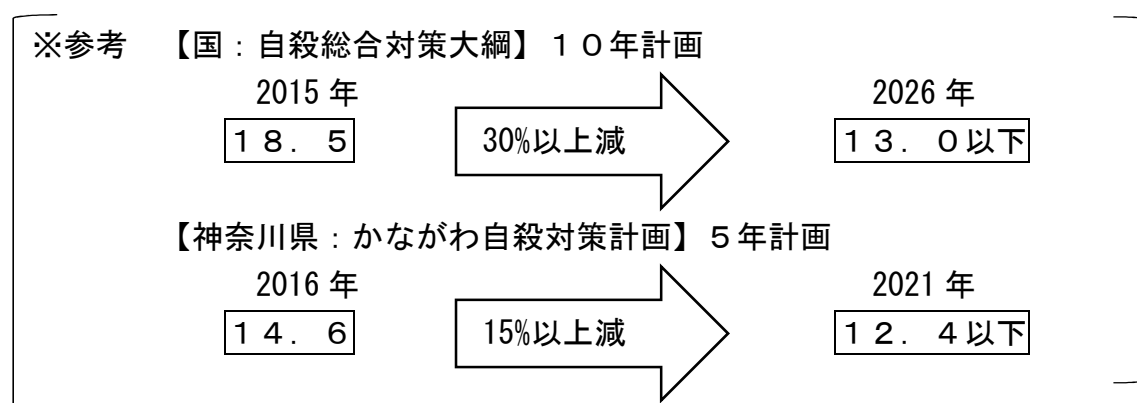
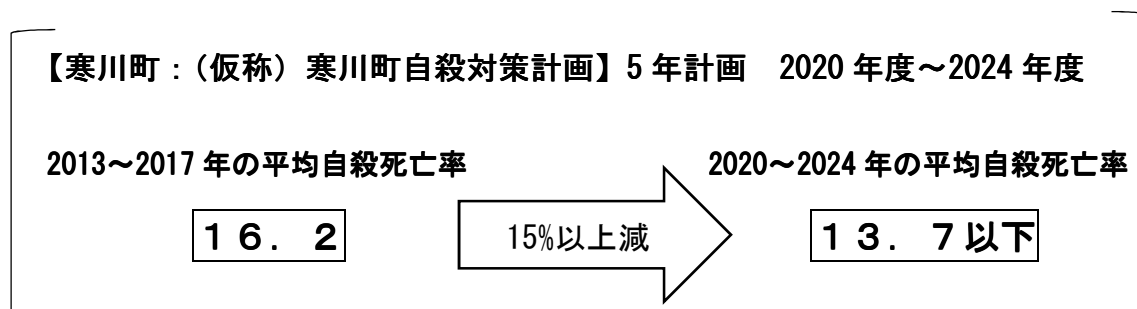
本計画は、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間とします。

なお、国・県の施策や、町総合計画と連携する必要があることから、国や県等の動向を踏まえ、また社会状況の変化に応じ、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとしします。



4 計画の数値目標（自殺死亡率）

本町では、国・神奈川県の数値目標を踏まえ、2013年から2017年の平均自殺死亡率16.2を2020年から2024年までの5年間で15%以上減少させ、13.7以下を目指します。



※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数

第2章 寒川町の自殺の実態

自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計」（以下、「人口動態統計」という。）と警察庁「自殺統計」（以下、「警察庁自殺統計」という。）があります。いずれも、1月から12月の集計を行いますが、人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地をもとに死亡時点で計上します。

一方、警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象とし、発見地をもとに、発見時点で計上しているため、自殺者数や自殺死亡率に違いがあります。

本計画は、人口動態統計及び警察庁自殺統計（2013年から2017年の自殺者数）、さらに、これらを加工した「地域自殺実態プロファイル（2018）」（※）を活用し、自殺の実態を分析します。

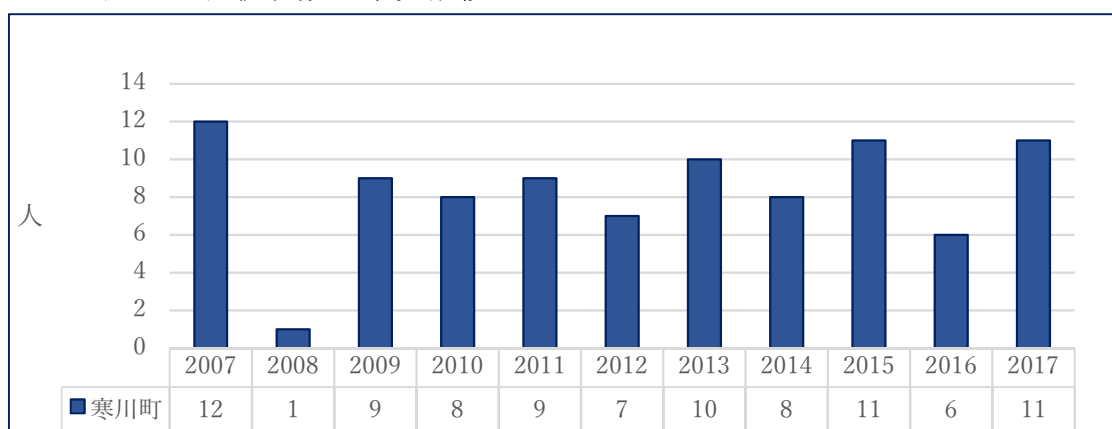
※ 地域自殺実態プロファイル（2018）：自殺総合対策推進センター（※）が作成した、各都道府県及び市町村ごとに地域の自殺の実態を分析したもの。

* 自殺総合対策推進センター：自殺対策に関する情報の収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関として設置された「自殺予防総合対策センター」が平成28年4月に地域レベルの実践的な自殺対策への支援を強化するために改組されたもの。地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策パッケージの作成等を担い、地域の自殺対策推進の支援等を行っている。

1 自殺者数の年次推移

2007年から2017年まで、平均8人前後で推移しています。

<寒川町の自殺者数の年次推移>



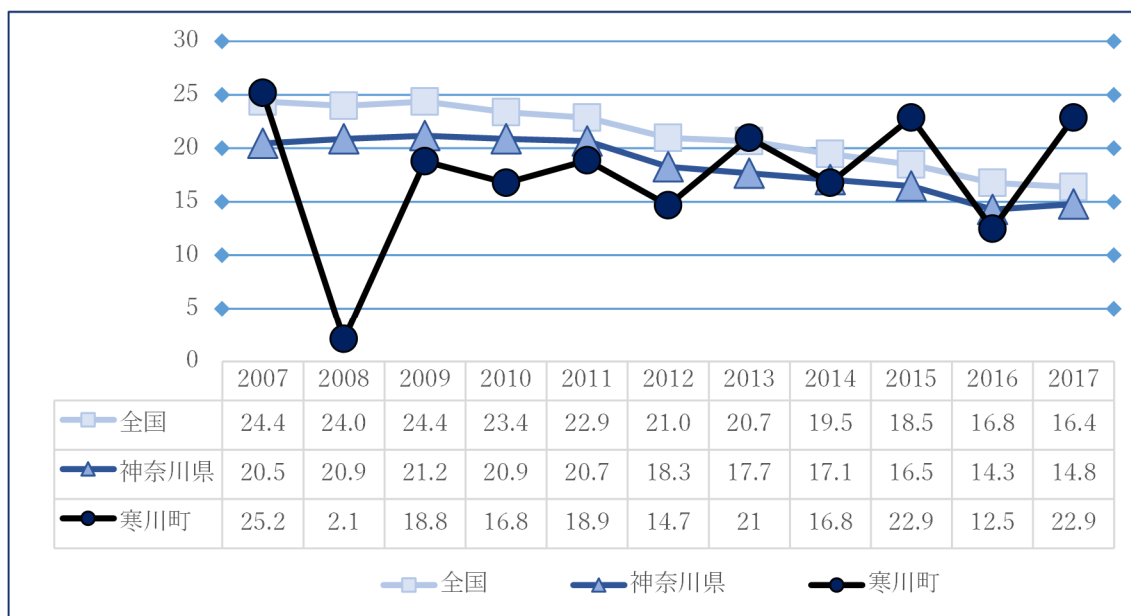
出典：人口動態統計

※人口動態は、日本人のみ対象で、住民登録があるかどうかでなく、居住実態で自殺者数を計上。

2 全国との比較

本町の自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）は、全国や神奈川県と比べて高い年と低い年があります。

＜全国・神奈川県・寒川町の自殺死亡率の推移＞

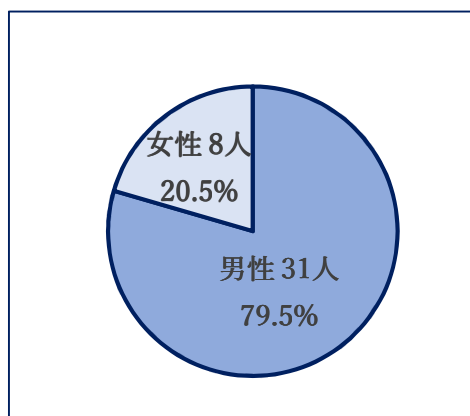


出典：人口動態統計

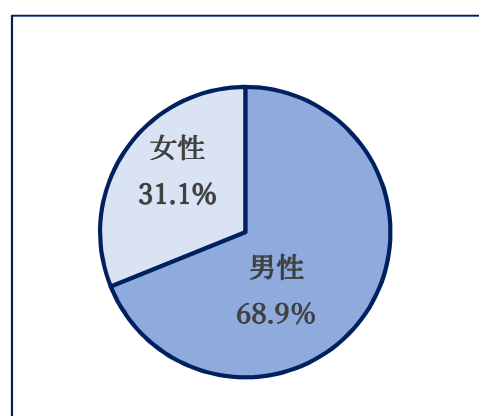
3 男女別・年齢別の自殺割合

全国の男女比と比べて、本町は、男性の割合が多いことがわかります。

＜寒川町の男女比＞



＜全国の男女比＞



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

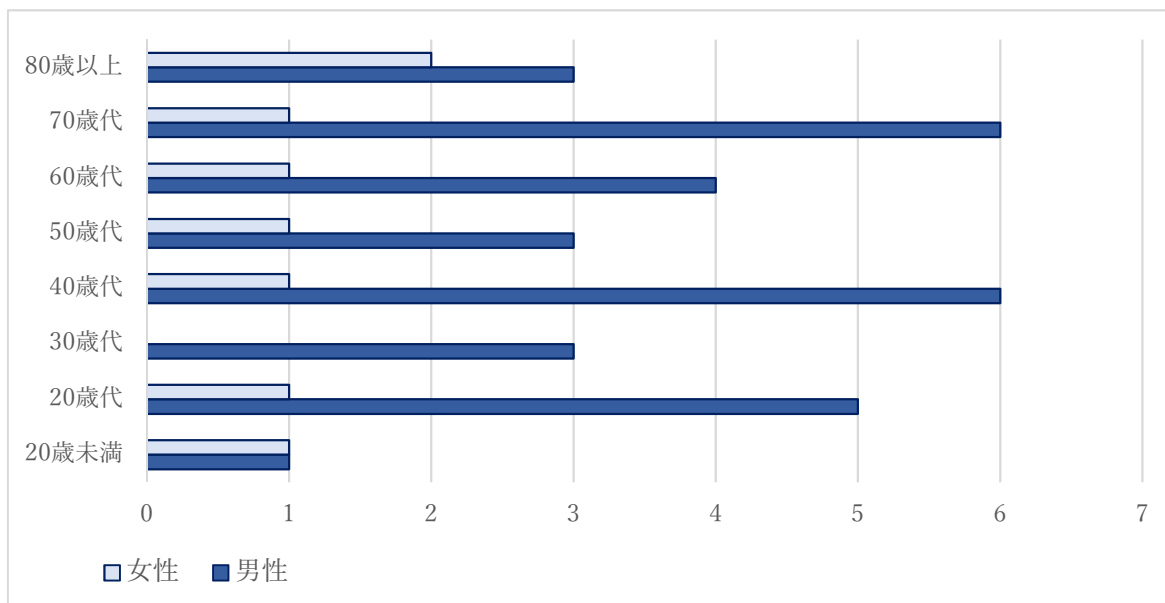
※寒川町の自殺者数（2013～2017 年の合計）男性 31 人、女性 8 人、合計 39 人から算出

※地域自殺実態プロファイルの自殺者数は、外国人を含む、寒川町に住民登録がある方のみの自殺者数を計上。

年代別では、男性は70歳代・40歳代、20歳代の順に多く、女性では、30歳代以外で自殺者が見られます。

<寒川町男女別・年齢別>

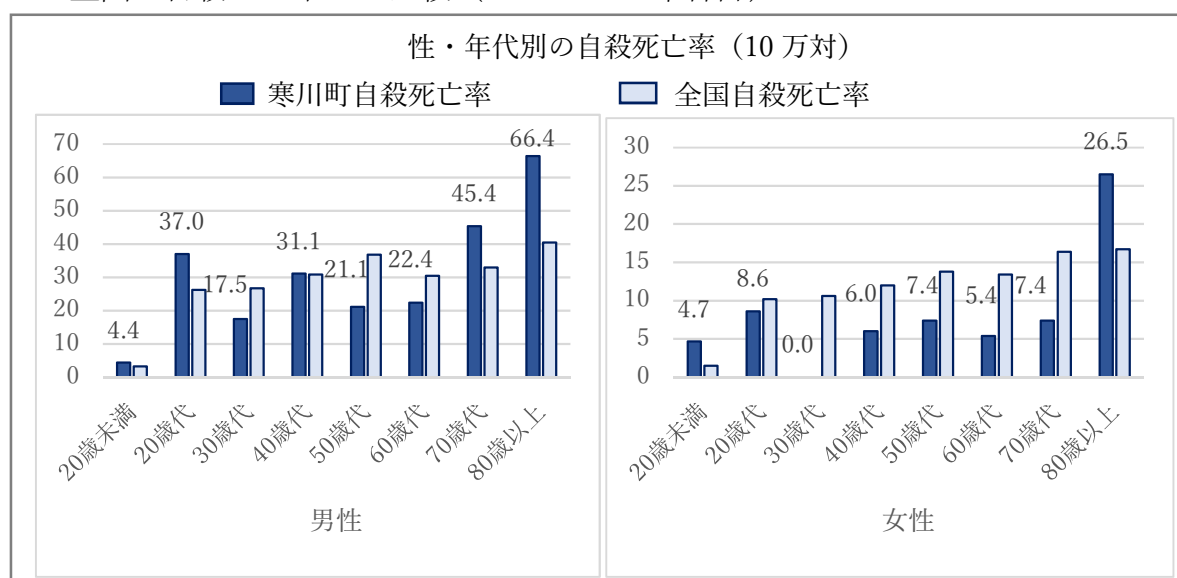
(単位：人)



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

自殺死亡率については、全国と比較して、男性は、20歳未満、20歳代、40歳代、70歳代、80歳以上、女性は、20歳未満、80歳以上で全国よりも高くなっています。

<全国の自殺死亡率との比較（2013～2017年合計）>



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

4 労働者の自殺の傾向

被雇用者・勤め人の自殺割合が自営業・家族従業者に比べ、多くなっています。

<有職者の自殺の内訳>

職 業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1 人	6.7%	20.3%
被雇用者・勤め人	14 人	93.3%	79.7%
合計	15 人	100%	100%

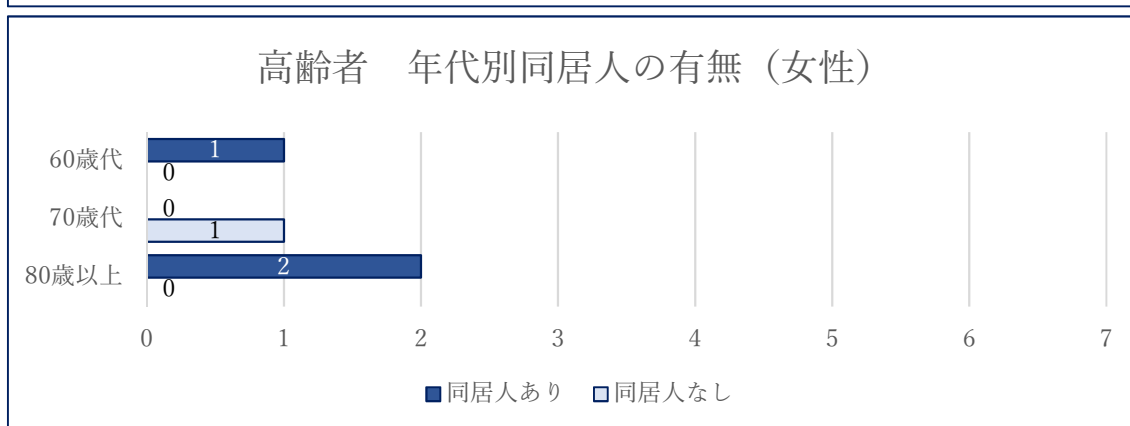
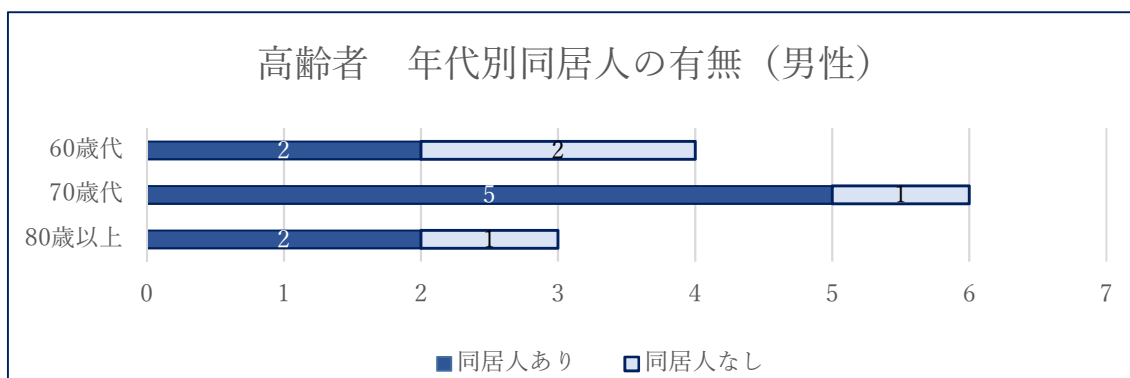
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

5 高齢者の自殺の傾向

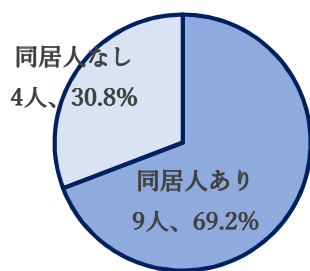
高齢者の自殺の傾向をみると、男性は 70 歳代、女性は 80 歳以上の人数が多くなっています。また、男性、女性ともに同居人ありの割合が高くなっています。

<高齢者 性・年代別同居人の有無>

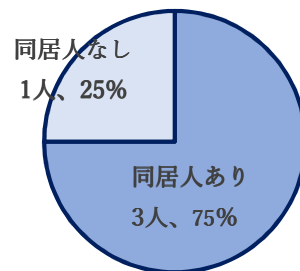
(単位：人)



男性13人 同居人の有無



女性4人 同居人の有無



性別	年代	寒川町同居人の有無（人数）		寒川町同居人の有無（割合）		全国同居人の有無（割合）	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60 歳代	2	2	11.8	11.8	17.1	10.8
	70 歳代	5	1	29.4	5.9	15.1	6.3
	80 歳以上	2	1	11.8	5.9	10.4	3.6
女性	60 歳代	1	0	5.9	0.0	9.7	3.2
	70 歳代	0	1	0.0	5.9	9.1	3.8
	80 歳以上	2	0	11.8	0.0	7.4	3.5
計		12	5	70.6%	29.4%	68.8%	31.2%
合 計		17		100%		100%	

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

6 寒川町の自殺の特徴

自殺総合対策推進センターの統計分析では、寒川町の 2013 年から 2017 年までの 5 年間ににおける 39 人の自殺者の性・年代別等の特性から、「高齢者」(※)「生活困窮者」(※)「子ども・若者」(※)「勤務・経営」(※)に対して、重点的に取り組む必要があるとされています。

しかし、寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数 1 人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、この分析結果のみで寒川町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

ただし、寒川町の高齢者の自殺率は全国の自殺率と比べて大きく上回っており、そのなかでも同居人ありの自殺割合が大きくなっています。そのため、まず、この年代に重点を置いた取り組みを行う必要があります。

また、一方で、世代等の特定をせずに、自殺に追い込まれないような地域づくりを行い、相談につながったら関係機関の支援が途切れないよう、関係機関の連携強化に努めることが大切と言えます。

※自殺総合対策推進センターの統計分析において、重点的に取り組む事項の示す対象者は次のとおりです。なお、対象者がいくつかの事項に重なる場合もあります。

「高齢者」… 一般的には 65 歳以上であるが、分析の基礎となる警察庁自殺統計は 10 歳刻みの統計となっているため、明確な年齢定義は設けていない。

「生活困窮者」… 生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者

「子ども・若者」… 児童生徒、大学生、10 歳代から 30 歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等

「勤務・経営」… 被雇用者、自営業者等

なお、「子ども・若者」については、関連資料として、児童、生徒、大学生、専修学校生等の自殺者数の内訳が示されておりますが、自殺者数が極めて少ないことから、自殺の傾向等のデータは公表不可となっております。

第3章 いのち支える自殺対策における取組

基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが知られています。

また、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ることに加え、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感、または、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、自殺という危機的状況に追い込まれてしまうことが指摘されています。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させ、「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」と言えます。地域全体で互いに見守り、支え合うことで、変化に「気づき」、「声をかけ」、困りごとを抱えた人が、相談機関に「つながる」体制をつくり、「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

基本理念

自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、
「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

基本方針

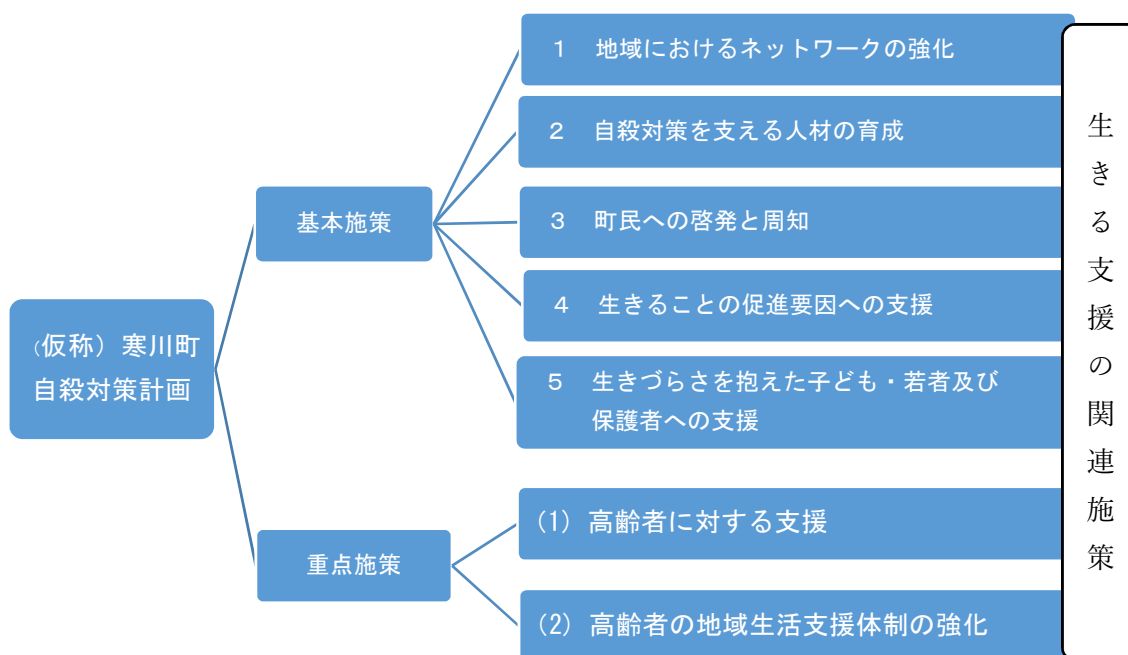
自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「**生きることの包括的な支援**」として実施していきます。

施策体系

(仮称)寒川町自殺対策計画は、国が作成した「地域自殺対策政策パッケージ」(※)において、全ての市町村において取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の特性に応じて取り組む「重点施策」で構成しています。

この2つの施策の体系ごとに、事業を整理し、それぞれの事業を効果的に実施していくことにより、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

※地域自殺対策政策パッケージ：自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策をひとつにまとめたもの。



基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

自殺はひとつの理由や原因で生じるものではなく、その背景には健康問題、生活苦、人間関係などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の様々な関係機関との連携・協力が重要です。

NPO法人、社会福祉協議会、保健所などの相談支援機関等との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
1－1	寒川町自殺対策計画推進協議会の設置	計画の策定及び推進、自殺対策のための情報交換及び連携強化のため、協議会を設置します。	町民窓口課
1－2	寒川町自殺対策庁内連絡会の設置	計画の策定、計画の各取組を推進するため、庁内連絡会を設置します。	町民窓口課

2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱え、自殺に気持ちが傾いた人に対しての早期の「気づき」が重要であることから、そうした人のサインに気づき対応できるよう、人材育成に必要な研修の機会の確保を図ります。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
2－1	ゲートキーパー（こころサポーター）（※）養成研修	自殺対策を支える人材の養成研修を実施します。	町民窓口課

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。ゲートキーパーとこころサポーターは同じ意味です。

3 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、本計画の策定に先立って行ったアンケート（※）でも、約4割の方が、「自殺は自分自身に関わることだと思う」また、「周りに自殺をしてしまうのではないかと思われる人がいた」と回答しています。

しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景の理解と、危機に陥った場合には身近な人に相談できる力、すなわち SOS が出せる力を養うことが大切であるということが、町民の共通認識となるように、積極的に啓発を行う必要があります。

また、自分の周りにいる人の気持ちが自殺へと傾いていることに気づき、声をかけ、その人の思いに寄り添い、話を聞き、必要に応じて様々な地域の支援資源につなぎ、見守っていくという自殺対策における町民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開することが求められています。

今後も、様々な機会を捉えて、相談窓口等の周知や、自殺に対する理解を深めるような啓発活動を推進します。

※アンケート：e マーケティングリサーチ制度を活用し、5月28日～6月3日にかけて、町で実施した「自殺に関するアンケート」。
(制度の内容及びアンケートの詳細は、資料編をご確認ください。)

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
3-1	自殺予防週間街頭啓発	自殺予防週間に合わせ、相談窓口の情報を掲載したリーフレット等の配布を行います。	町民窓口課 福祉課 健康・スポーツ課
3-2	図書館における特設展示	夏休み明けにこころのバランスを崩す子どもが多いことから、8月下旬から9月上旬にかけて、生きるをテーマにした図書の展示及び貸出、リーフレット等の配布を実施します。	町民窓口課 教育総務課
3-3	健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	健康・スポーツ課

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと、「生きることの促進要因」を増やす取り組みが必要となります。計画では生きることの促進要因への支援という観点から、その強化に関する対策を推進していきます。また、自殺未遂者や残された人への支援についても検討していきます。

①生きがいつくり活動の支援

地域における学びの場、集いの場等の情報を発信するとともに、様々な生きがいつくり活動を支援することで、「生きることの促進要因」を増やすことへとつなげていきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-①-1 (再掲)	健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	健康・スポーツ課
4-①-2	生涯学習振興事業	様々な媒体を活用した情報提供体制を整備し、各種講座やイベント等を開催し、町民の生涯学習機会の拡充を図ります。	協働文化 推進課 講座担当課等
4-①-3	社会教育振興事業	公民館を地域の学びの拠点として、あらゆる世代を対象とした様々な分野の講座等の開催、サークル活動の場、成果発表の場等を提供します。	教育総務課
4-①-4	高齢者生きがいつくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-①-5	シルバー人材センター支援事業	寒川町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進し、高齢者の社会参加の場の確保と生きがいや社会貢献の推進を図ります。	高齢介護課
4-①-6	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善やとじこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課
4-①-7	就業・就労支援事業	一般就労に向けて作業所等に通所する障がい者に対して交通費を助成するとともに、自立訓練等を利用している方に訓練費を支給します。 また、障害者の就労の場の確保と職場定着を支援する障害者地域就労援助センター事業助成を2市1町で行います。	福祉課
4-①-8	青少年育成事業	青少年の健全育成に向け、幅広い年齢層が多数参加できる事業を開催し異年齢交流を図ります。さらに地域活動や研修等により指導員やリーダーの育成を図るとともに、青少年活動を支援します。	保育・青少年課

②相談体制の充実

様々な悩みごとに対する相談事業を実施することで、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことへとつなげていきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-②-1	消費生活相談・各種町民相談	多重債務や離婚、労働問題、家庭内のもめごと等、様々な相談に対し、一人で悩むことのないよう各種相談を実施します。	町民窓口課 産業振興課
4-②-2	教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関する事などについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	学校教育課
4-②-3	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課
4-②-4	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課
4-②-5	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-②-6	民生委員・児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等を実施します。	福祉課
4-②-7	障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障害福祉に関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供および助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を実施します。	福祉課
4-②-8	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施する事を目的に、障害者虐待防止センターを運営します。	福祉課
4-②-9	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	福祉課

③遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の対応も重要です。遺族等への支援として、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動に関する情報提供等を行います。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-③-1	自死遺族相談等の情報提供	県精神保健センターが行う電話相談や、面談相談、大切な人を自死でなくした方の集いなどの情報を提供します。	町民窓口課

5 生きづらさを抱えた子ども・若者及び保護者への支援

様々な困難やストレスに直面している児童・生徒が、信頼できる大人に助けを求められるようになるとともに、不登校・ひきこもりなど社会から孤立している若者がSOSを出したときに、それを受け止め、適切な支援につなげられるよう取り組みを進めていきます。

また、子どもの生育環境に大きな影響を及ぼす保護者に対する支援は、子ども・若者の健やかな成育につながることから、悩みや不安を抱える保護者への支援にも取り組みます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
5－1 (再掲)	教育相談	子どもの発信する SOS を受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関する事などについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	学校教育課
5－2	子育て世代包括支援センター事業	助産師・保健師が、妊娠・出産・子育ての各時期に必要な支援を行うとともに、産後不安の強い方には産後ケアの利用による不安の軽減につなげます。	子育て支援課
5－3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、助産師・保健師が乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに必要な情報提供を行います。	子育て支援課
5－4 (再掲)	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課

取組番号	取組名	取組内容	担当課
5－5	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、関係機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を行うとともに要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携により虐待防止に取り組みます。	子育て支援課
5－6 (再掲)	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課
5－7 (再掲)	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	福祉課

重点施策

寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数1人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、寒川町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

しかしながら、寒川町の高齢者の自殺率は全国の自殺率と比べて大きく上回っており、まず、この年代に重点を置いた取り組みを行う必要があります。

（１）高齢者に対する支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。高齢者の孤独・孤立を防ぐため、生きがいつくり等の支援や、地域の団体や事業者等と連携した見守り体制づくりに取り組みます。

まず、包括的な支援のため、健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を構築します。

さらに、介護サービス利用者は、介護職員（ケアマネジャー、ヘルパー等）との接点を持っており、また、介護職員による見守り・気づきの重要性は知られていることから、他機関との連携による介護者、家族、介護職員等を対象とした包括的な支援を実践していきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
(1)－1 (再掲)	高齢者生きがいつくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課
(1)－2 (再掲)	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善やとじこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課

取組番号	取組名	取組内容	担当課
(1)－3 (再掲)	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課
(1)－4	介護保険制度の運営	要介護・要支援認定の調査を実施する中で、見守り体制づくりを推進します。	高齢介護課
(1)－5	家族介護者への支援	高齢者を介護している家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、介護方法や介護予防、健康づくり等における知識・技術の習得の場として「家族介護教室」を開催します。	高齢介護課

(2) 高齢者の地域支援体制の強化

介護者、家族、介護職員等、高齢者と多く接する機会のある方を中心に研修の機会の確保を図るとともに、これらの支援者を支える地域支援体制の強化を図ります。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
(2)－1 (再掲)	ゲートキーパー（ころサポーター）養成研修	自殺に気持ちが傾いた人のサインに気づき、対応できる人材の養成研修を実施します。	町民窓口課

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制及び進管理

(1) 推進体制

「寒川町自殺対策庁内連絡会」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や団体の代表者、学識経験者、公募の町民で構成された「寒川町自殺対策計画推進協議会」を設置し、(仮称)寒川町自殺対策計画の推進状況や目標の達成状況、施策等について意見を求めるとともに、委員間の情報共有、連携の強化を図ります。

本計画における基本施策、重点施策及び関連施策については、寒川町自殺対策庁内連絡会においてPDCAサイクルによる評価を実施し、寒川町自殺対策計画推進協議会での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

(2) 進管理

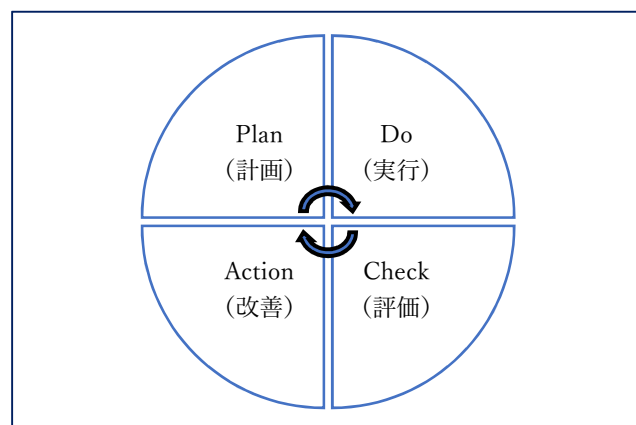
ア 「寒川町自殺対策計画推進協議会」において、計画の推進状況や目標の達成状況等について、協議を行い、その結果を施策に反映します。

イ 「寒川町自殺対策計画推進協議会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況や課題を共有します。

ウ 「寒川町自殺対策庁内連絡会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況を確認し、課題を抽出します。

また、計画の進管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

<計画の進管理>



2 自殺対策組織の関係図

＜寒川町自殺対策推進体制＞

